

2021年4月1日より

『同一労働同一賃金』の中小企業適用がスタート！

参加
無料

働き方改革セミナーのご案内

同一労働同一賃金



オンラインセミナー

～ ポイントと対策をおさらい ～

日時

令和3年6月21日(月) 14:00~15:30

(質疑応答含む)

講師



あおやぎ労務法務事務所 代表

社会保険労務士 青柳 英明

【講師プロフィール】

繊維会社経営に携わった経験から社会保険労務士を取得、開業。
令和元年より当センターの専門家に就任。
また、同一労働同一賃金セミナー講師として活躍。

対象

県内事業所の経営者様、人事・労務管理担当者様

お申込み

FAX：055-267-9004（下記の項目を記入し送信して下さい）

E-MAIL：info@yamanashi-hatarakikata.jp

※ZoomミーティングのURL送信の為、メールアドレスは必須になります。



会社名		TEL	
ご氏名/役職	/	FAX	
ご住所			
※e-mail			

お問合せ【受付時間】 平日9:00~17:00

山梨働き方改革推進支援センター



0120-755-455

〒409-3851 中巨摩郡昭和町河西1232-1 HUCOM内

info@yamanashi-hatarakikata.jp



委託元：厚生労働省 山梨労働局 事業名：令和3年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業
受託者：NPO法人 やまなしキャリアデザイン・ラボ